

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成15年5月は26万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月から16年8月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月1日から16年9月1日まで

A社から申立期間に支給されていた報酬月額は、社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額（18万円）と相違している。申立期間について、実際の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する申立期間に係る給与支給明細書及び賃金台帳に記載された報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から、平成15年5月は26万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月から16年8月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の平成15年5月から16年8月までの期間について、事業主が申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務

を履行したか否かについては、15年2月から16年8月までの期間に係る給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人の前述の給与支給明細書及び賃金台帳で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。